

郡山市自治会連合会運営費補助金交付要綱

昭和61年4月1日制定

平成15年4月1日一部改正

平成21年2月1日一部改正

平成25年4月1日一部改正

平成26年4月1日一部改正

令和5年4月1日一部改正

[市民部市民・NPO活動推進課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内会等の住民自治組織活動を促進するため、郡山市自治会連合会（以下「連合会」という。）に対する補助金の交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額)

第2条 補助対象事業は、町内会等活動の活性化に寄与する事業及び連合会運営事務とする。

2 補助対象経費は、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金、補助金及び交付金その他前項に規定する事業に要する経費とする。

3 補助金の額は予算の範囲内で定める額とする。

(交付の申請)

第3条 連合会は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、規則第4条第3号に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は会則とする。

(軽微な変更の範囲)

第4条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

(1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更

(2) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更

(交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。

(2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(概算払)

第6条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告)

第7条 連合会は、事業が完了したときは、当該完了の日から60日以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、規則第14条に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は事業報告書とする。

(額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により連合会に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年2月1日から施行し、平成20年6月26日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。